本路線が通過する福岡市東区は、物流拠点である国際拠点港湾博多港箱崎ふ頭等を擁しており、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、市街地を通過していることから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、慢性的な交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、福岡市東区千早六丁目地内で71,662台／日であり、混雑度は1.96となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成23年11月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ及びベニイトトンボ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ハイタカ等が確認されている。ハヤブサ、ミサゴ及びハイタカについては、計画路線の周辺は既に市街地等となっており、営巣は確認されていないことなどから、影響は小さいとされている。メダカ及びベニイトトンボについては、生息環境が一部改変されるが、改変部分はごくわずかであることなどから、影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているイヌセンブリ及びウラギク、準絶滅危惧として掲載されているミゾコウジュ及びカワヂシャ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合には、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が３箇所存在するが、起業者は、福岡県教育委員会との協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を図り、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級の規格に基づく６車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和43年５月10日に都市計画決定され、平成21年７月８日に変更決定された都市計画と、現道との接続箇所等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び池堤体の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、福岡市長を会長とする福岡都市圏広域行政推進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福岡県福岡市東区役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　福岡県福岡市東区香椎駅東三丁目、香椎駅東一丁目、香椎二丁目、香椎一丁目、松崎四丁目及び若宮五丁目地内

○環境省告示第四十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第一項の規定に基づき、西表石垣国立公園の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年三月二十七日

環境大臣　細野　豪志

一　特別地域に次の区域を追加する。

沖縄県石垣市字川平、字平久保及び字桴海の各一部

沖縄県八重山郡竹富町字古見、字南風見仲、字波照間及び字鳩間の各一部

沖縄県石垣市字川平、字崎枝、字野底及び字桴海の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁並びに地先海面の一部

沖縄県八重山郡竹富町字新城、字西表、字黒島、字古見、字崎山、字高那、字南風見、字南風見仲、字波照間及び字鳩間の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁並びに地先海面の一部

二　削除する区域

沖縄県石垣市字平久保の一部

三　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第四十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第一項の規定に基づき、西表石垣国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年三月二十七日

環境大臣　細野　豪志

一　特別地域に次の区域を追加する。

沖縄県石垣市字川平、字平久保及び字桴海の各一部

沖縄県八重山郡竹富町字古見、字波照間及び字鳩間の各一部

二　特別地域から次の区域を削除する。

沖縄県石垣市字平久保の一部

三　特別保護地区に次の区域を追加する。

沖縄県石垣市字桴海の一部

四　第一種特別地域に次の区域を追加する。

沖縄県八重山郡竹富町字波照間の一部

五　第二種特別地域に次の区域を追加する。

沖縄県八重山郡竹富町字古見、字波照間及び字鳩間の各一部